

2011年5月9日 全7頁

米国 SEC：鉱物資源使用の開示義務

資本市場調査部 環境・CSR 調査課
山口 渉
横塚 仁士

SEC 登録企業以外にも広範に影響

[要約]

- 2010年7月に可決成立した米国金融改革・消費者保護法（ドッド=フランク法）により、コンゴ民主共和国に源泉を有する tantalum、錫（すず）などの紛争鉱物の使用について、米 SEC 登録企業に対し開示義務が課される見通しとなった。
- 紛争鉱物の使用が広範な産業分野に及んでいることに加え、米国証券取引委員会が公開した開示規則案によると、直接的に開示義務を負う SEC 登録企業だけでなく、これら企業と取引のある企業にも鉱物の源泉調査が必要となるなど、重大な影響が及ぶ可能性がある。
- このような開示規則が制定された背景として、紛争鉱物により得られた資金が、コンゴ民主共和国における内戦を長引かせ、深刻な人権被害を生起させていることが指摘されている。企業の社会的責任という切り口からこのような資金フローを明らかにする試みだが、開示義務を負う企業の負担が大きいことは否定できない。
- 最終的な開示ルールは未だ提示されていないが、早ければ来年から対応を迫られることから、IT 産業などでは自主的な取り組みもスタートしている。人権問題などへの対応については、ISO や GRI などでも開示に向けた取り組みが強化されており、対応の強化が必須な情勢にある。

はじめに～米国金融改革法に基づく新ルール

ドッド=フランク法の もう一つの重要点～ 鉱物使用開示規則

2010年7月に可決成立した米国金融改革・消費者保護法（ドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律：Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 2010：H.R. 4173、以下 米国金融改革法）は、役員選任に関する株主提案の容易化や、情報開示の徹底推進など、企業のガバナンス改革に関する新制度を盛り込んだ法律として、企業に対してこれまで公開されていなかった事項の開示を要求するものである。同法は、金融市場混乱の再発防止のために制定された面に焦点が当たっているが、情報開示の徹底という点では、第1502条における「紛争鉱物（Conflict Minerals）」の開示規定が広範な企業に影響する可能性がある点も見逃せない。

第1502条は、アフリカ最大の鉱物資源国で、1994年から内戦が続いているコンゴ民主共和国（Democratic Republic of Congo=DRC）に源泉を有するコルタン（タンタル鉱石）、錫（すず）石、金、鉄マンガン重石（タングステン鉱石）、又は

それらの派生物を「紛争鉱物 (Conflict Minerals)」と定義し、「紛争鉱物」を使用する企業に対して年次報告書等における報告・開示義務を課す内容となっている。ハイテク製品メーカー、エレクトロニクス産業を中心として、これら鉱物を利用する広範な企業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

開示対象となる紛争鉱物、開示義務企業、開示ルールなど

SECによる開示規則案

米国金融改革法により、米国証券取引委員会 (SEC) が紛争鉱物の使用に関する開示の実施ルールを整備する義務を負うこととなっているため、SECは昨年 12 月 15 日にこれら開示規則案¹を公表した。

当該案に拠れば、開示の大まかなアウトラインとして、①自社製品に「紛争鉱物」を使用している製造業者が、SEC に対して報告書を提出している場合、②年次報告書 (Form 10-K、Form 20-F など) において、当該鉱物が DRC およびその隣接国の原産となっているかどうかを、③合理的な調査を踏まえて開示することとなっている。

紛争鉱物には4つが指定されている

米国金融改革法における「紛争鉱物」としては、「コルタン、錫 (すず) 石、金、鉄マンガン重石、又はそれらの派生物 (columbite-tantalite、cassiterite、gold、wolframite、or their derivatives)」が指定されている (図表 1)。

図表 1 米国金融改革法 第 1502 条で指定された紛争鉱物と主な用途

対象鉱物	産業分野	主な用途(割合)	世界生産量	DRC生産量(シェア)
コルタン(タンタル鉱石、columbite-tantalite)	電子機器、自動車、医薬、航空機、エネルギー	電子機器(携帯電話向けキャパシタ、カーエレクトロニクス 60~70%)、航空機部材(10%)、化学(10%)、カーバイド切削機器(5%)	1,190t	100t(8.1%)
錫石(cassiterite)	電子機器、自動車、貴金属、化学、医薬、食品(缶詰など)	はんだ(44%)、電子機器(9%)、すず板(16%)、化学(14%)、青銅(6%)、ガラス製造向け(2%)、	299,000t	11,800t(4.0%)
金(gold)	貴金属、医療、航空機	装身具(80%)、歯科治療具(クラウン)、航空機部品	2,280t	10t(0.4%)
鉄マンガン重石(タングステン鉱石、wolframite)	工作機械、自動車、貴金属、医薬、航空機、エネルギー	超硬合金工具・金型(60%)、タングステン鋼(20%)、その他(溶接棒、液晶バックライト、携帯電話、放電灯、半導体検査装置)	55,900t	340t(0.6%)

出所：生産量は USGS (米国地質調査所) 2008 “Minerals Yearbook” その他は各種資料から大和総研資本市場調査部作成

これらは、携帯電話、デジタルカメラ、パソコン、航空宇宙部品 (ジェットエンジン等) といったハイテク分野だけでなく、貴金属を使用した装身具など、様々な製品に使われている。ベースメタルの一つに数えられることもある錫に至っては、台所用品などの日用品にも用いられていることから、今回の開示規則は広範な企業を対象にして紛争鉱物の開示を求める内容となっている。なお、DRC で大量に採掘されるコバルト (世界生産の約 45%) は今のところ対象になっていない。

日本でも広範な企業に影響が及ぶ可能性

米国金融改革法による開示義務は、米国 SEC に報告書を提出している企業であれば、外国企業にも適用される。既に SEC 登録している (本邦) 企業については、影響を直接受けることになるが、今回の開示規則案が企業に対して「(鉱物の) 原産国に関する合理的な調査」の実施を求めていることから、SEC 登録していない日本企業についても、これら SEC 登録企業のサプライ・チェーンに含まれている

¹ <http://www.sec.gov/rules/proposed/2010/34-63547.pdf>

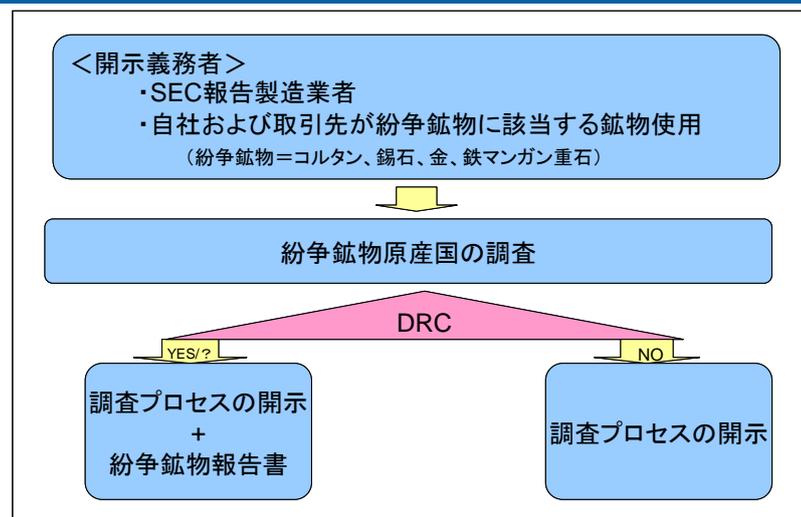
場合には、何らかの影響が及ぶ可能性を排除できない点には注意が必要だろう。

開示対象企業と開示プロセス

開示義務を負う企業の具体的要件については、①SEC に年次報告書を提出している製造業者であり、②（自らの）製造、或いは、（他社に）製造を委託している製品の機能または生産に紛争鉱物が必要となる全ての発行者（＝企業）とされている。

また、開示プロセス・内容については、①紛争鉱物に該当する鉱物について、その原産国が DRC およびその隣接国であるか否かを妥当な第三者による合理的な調査を踏まえて判断したうえで、②-1：紛争鉱物の原産国がこれら地域に該当しないと判断した場合は、年次報告書と Web サイトにて調査プロセスの開示が求められる。②-2：一方、当該地域に該当すると判断した場合や判断がつかない場合には、調査結果を開示した上で、紛争鉱物の起源と流通過程把握について企業がデュー・デリジェンスを果たすために実施した手段や、米国会計検査院長官が定めた基準に基づく民間の独立第三者による監査報告書を含む「紛争鉱物報告書（Conflict Minerals Report）」を作成して年次報告書に添付しなくてはならない（図表 2）。

図表 2 紛争鉱物の開示プロセスなど



出所：大和総研資本市場調査部作成

なお、リサイクルされた鉱物については開示の適用除外とされている。当該鉱物がリサイクルによって得られた場合にまで開示を求めるのは実際的ではないことから、その根拠を記せば遡った調査は行わずに済む。

OECDガイドラインなどをベースに対応を検討

紛争鉱物に係る開示を行うために実施すべき調査に関する具体的な基準などは、このSEC案では示されていないものの、経済協力開発機構（OECD）が2010年12月に採択した「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas²」など、国際的に汎用性のあるサプライ・チェーンの調査基準に準拠した調査が行われるべきことが示唆されている。

OECD のガイダンスには、企業が紛争鉱物を扱う上での①デュー・デリジェンスの概要、②デュー・デリジェンスの5つのステップ（紛争地域などから調達される鉱物の製造・販売における現状把握強化などを通じ、自社のサプライ・チャー

² <http://www.oecd.org/dataoecd/62/30/46740847.pdf>

ンにおける潜在的リスクの特定や評価を行うことで、取引先などを選別するためのマネジメント・システムの確立を企図)、③サプライ・チェーン・モデルに関する方針、④リスク軽減策やその進捗計測のための指針案、⑤錫、タンタル、タングステンについての補足文書が示されている。

加えて、米国金融改革法自体においても、米国国務省に対し、紛争鉱物の使用がDRCの武装勢力などへの資金提供につながっていないかどうかを判断するための基準を提示することを求めており、同省でガイドライン策定が進められている模様だ。

罰則-証券取引法違反 など

紛争鉱物の開示義務違反に対する罰則等については、12月に公表された規則案の中では、違反者が証券取引法違反の責めを負うものとされており、具体的な制裁内容等については現在SECで議論されている。

また、証券取引法上の制裁措置だけでなく、「原産国に関する不当表示」に係る訴訟リスクが存在する可能性には留意すべきだろう。具体的には、Kwikset v. Superior Court事件に対する判決(2011年1月27日カリフォルニア州最高裁判所)が出されたため、米国金融改革法における紛争鉱物の使用如何について虚偽の表明を行った場合、「不当表示」との訴訟が提起されるリスクがあることが指摘されている³。

企業などによる自主的な取り組みも始まる

サプライ・チェーンの リスク把握のハード ルの高さ

カーボン・フット・プリント⁴などにおいても繰り返し指摘されているように、グローバル・サプライ・チェーンの正確な把握は、それ自体、相当難易度が高い作業であることから、今回の開示強化への対応については、相当の負担が避けられないことが容易に想像できる。当該開示は、施行後、最初に始まる事業年度から適用されるため、(延期されたとはいえ)リリース通り施行されると、3月決算企業の場合、2013年3月期から開示を行う必要があり、SEC登録企業や監査法人などが対応を進めている模様だ。

IT業界における先行 取り組みの例

今回の紛争鉱物開示への動き等に伴い、該当企業が多いと思われるIT業界では、既に自主的な取り組みが始まっている。業界におけるコンプライアンスや監査、(サステナビリティ)報告活動の統一化を推進しているElectronics Industry Code of Conduct (=EICC、電子業界行動規範⁵)とグローバル・eサステナビリティ・イニシアチブ(=GeSI⁶)が、「紛争に関わらない製錬プログラム(EICC-GeSI Conflict-Free Smelter (CFS))」を共同で立ち上げ、タンタル製錬業者の評価を開始した。具体的には、使用されるタンタル鉱石が紛争地帯から調達

³「米国製」と表示された商品を購入した原告が、当該販売行為がカリフォルニア州の不正競争防止法上、虚偽のマーケティングおよび販売にあたりと主張。商品購入以外の被害はないにもかかわらず不当表示に関する差止請求の原告適格を求め、これが認められた。紛争鉱物についても、虚偽の表明を行った場合、同様の請求を受けるおそれがある。

⁴ http://www.dir.co.jp/souken/green/keyword/11_cfp.html

⁵ 大手IT3社(HP、IBM、Dell)が、納入契約を結んでいる機器メーカーと共同で作成した、企業の社会的責任で世界的に連携した電子業界のイニシアチブ。2004年11月発足。日本ではソニー(株)など、数社がメンバーとして参加している。EICCの紛争鉱物に関する声明は

<http://www.eicc.info/PDF/EICC%20Statement%20on%20Minerals.pdf>

⁶ 国連環境計画および国際電気通信連合からの支援を受けたITサービス・プロバイダー、サプライヤーによる国際共同イニシアチブ。

されていないことの証明を製錬業者が行っているかについて確認を行っており、2009年以降は鉱物分析も実施している。

元来、IT業界では国際的な水平分業が推進されており、グローバルなサプライ・チェーンは事業リスク対応の点からも高度に管理されている。紛争鉱物への取り組みも先駆けて開始されており、インテルなどの業界大手企業が共同でサプライヤーの工場視察などを実施するとともに、2009年ごろからは、NGOの協力を得て紛争鉱物の問題への取り組みを本格化させ、米国金融改革法の制定を後押しした経緯もある⁷。EICCの立ち上げに携わったヒューレット・パッカードなどでは、サプライ・チェーン管理におけるCSR活動をウェブサイト上⁸で公開している。取引先企業に対して、環境や労働などCSRに関する具体的項目を掲げて行った自主監査の結果を公表し、紛争鉱物についても、EICCやGeSI、NGOと連携して原料調達先の調査や独自認証の確立などの対策に取り組んでいることが示されている。

現在、日本の企業の間でも、EICCの声明に従って、鉱物調達先から確認書入手するといった対応が行われている例も見られる⁹。EICCでは、今後、対象鉱物を錫やタングステンなどに拡大していく予定であり、金融改革法によって、EICCへの参加企業等が拡大する可能性も指摘されている。

4月実施予定が延期

紛争鉱物開示規則の施行に向けた具体的な動きとして、昨年末の規則案公表のあと、2011年3月上旬までパブリックコメントを募集した¹⁰。また、米国金融改革法において、施行（2010年7月21日）から270日以内に最終開示規則を公表することが要請されている（1502条）ことから、4月15日までに最終開示規則が公表される見通しとなっていた。その後、4月12日に、当該規則の公表を2011年8月から12月までのいずれかの時期に延期する旨が発表されているものの（理由は付されず）、来年1月の施行が濃厚だ。

見通し～人権など社会的責任の開示強化が大きなトレンドに

ソーシャル・イシュー 対応への関心高まる

米国には、元々教会資金の運用に伴う宗教的動機から発する社会的責任投資（SRI）の伝統があり、ベトナム反戦運動等のムーブメントによる軍事産業への投資忌避といったチャンネルを通じて社会全体に存在感を増してきた。近年は、地球温暖化をはじめとする環境問題への関心の高まりを背景に増勢し、同国SRI市場の規模は2009年末に3兆米ドルに達し、企業経営などの面でも無視できない存在だ。

また、タバコやアルコール、軍事産業への投資を忌避するという、SRIにおける従来型のネガティブ・スクリーニング手法も、SRIの裾野拡大にあわせ、その対象が多様化している。昨今では深刻な民族紛争が発生しているスーダンでビジネスを展開している事業会社への投資を避けるといった動きも目立ち、いわゆる企業の社会的責任（CSR）全般がSRIの重要な関心事の一つとなった。企業のおかれた状況を鳥瞰すれば、本稿で示した金融改革法以外にも、昨年発行された

⁷ http://www.enoughproject.org/files/publications/corporate_action-1.pdf

⁸ http://www.hp.com/hpinfo/globalcitizenship/society/supply_chain_responsibility.html

⁹ 取り組みの一例 <http://www.senju-m.co.jp/csr/procurement/conflict/index.html>

¹⁰ <http://www.sec.gov/comments/s7-40-10/s74010.shtml>

「ISO26000」や、広くサステナビリティ・レポートの枠組として利用されているGRI (Global Reporting Initiative) の改訂版「G4 (2013年発行予定)」などにおいて、人権を含んだソーシャル分野がメイン・トピックになるといった動向もあり、人権問題などをテーマとした企業の社会的責任 (CSR) に関する 이슈が一斉にスタートした感がある。

金融システムの混乱から投資家等を保護する為の金融改革法に、今まで述べてきたような開示規則が盛り込まれた背景について、連邦議会は「DRCを起源とする紛争鉱物の開発・取引が、当該地域における特に性的暴力を伴う紛争の資金源となっており、(中略) 開示要求するに至った」としている。国際紛争や労働安全に関する企業の社会的責任に対する関心の高まりを受け、鉱山操業や鉱物資源に関する様々な開示が行われるようになることから、今回の規則は、人権侵害抑止と併せ、投資家が紛争鉱物を使用する企業への投資リスクを適切に評価できるようにしたものと考えられる。

採掘権取得等に関わる金銭的支出の透明化

なお、米国金融改革法においては、資源関連では他にも、第1504条において資源採掘 (石油・ガス、鉱山業などの採取産業) に伴う汚職や贈収賄を防止し、資金の流れの透明化を目指す情報開示も実施されることとなっている。これには、資源採掘会社と資源国の間で移転された金額とその内容を明らかにし、資源開発による収益をその国の持続的な経済発展に役立てるという意図がある。鉱物資源の探査・掘削・採掘・輸送の過程の中で、手数料、免許料、謝礼などの名称にかかわらず、金銭的利得の移転を開示することとされた。

鉱山安全などの情報開示も

さらに、米国における鉱山安全に関する情報開示という点では、2010年4月にウエストバージニア州のアップービッグブランチ炭坑の事故で29人が死亡したことがひとつの契機となり、米国金融改革法 第1503条において、鉱山の健康・安全義務違反に関する開示義務をSEC登録企業に課す内容も盛り込まれている。即ち、鉱山事故は、賠償や設備の回復のために、多額のコスト負担が生じることから、その安全は投資家等にとっても重要な関心の対象といえるため、健康基準・安全基準の違反状況、召喚状および命令の発出状況、悪質な違反の件数、罰金額、死亡事故などの状況を継続的に開示することとされた。

ただし、これら第1503条、第1504条についても、第1502条と同様に、実施が延期されることが公表されている。

おわりに

DRCでは、部族間闘争などを端緒にした政府と反政府グループ間の対立に、周辺諸国が介入して内戦が発生し、これまで10年余りの間に300万人以上が犠牲になったとされる。同国で産出される鉱物輸出から得られる資金が両勢力に渡り続けて戦費を賄うことに関し、紛争が長期化する原因の一つとして批判が高まっている。国連安保理では、2010年11月29日に紛争鉱物に関する決議を行い、その中で2011年11月末日まで、DRCの反政府勢力への制裁措置を拡充することなどが承認された¹¹。併せて、DRC源泉鉱物の輸入者、製錬事業者及び消費者に対し、本文中で述べたOECDのガイドラインに則ったリスク・デュー・デリジェンスの実施を

¹¹ Resolution 1952(2010)

推奨している。また、国連安保理では同国への武器禁輸措置も決議されている¹²。

このような動向を敷衍して述べれば、CSR全般に向けた関心が高まり、SRIの影響度も相対的に拡大している流れが、様々な制度的な規制を生み出す導因のひとつとして働いており、ソーシャル・イシューへの対応を放置すれば、グローバル・バリュー・チェーンからペナルティを受けるだけでなく、法的な責任を追及される環境になっていることは否定しにくいということだろう。企業においては、サプライ・チェーン上の取引先や原材料の管理、透明性の確保がこれまで以上に求められることになる。

-以上-

12「対コンゴ民主共和国武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置について（追加）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomin/sochi.html>